

介護保険法

○理念（第1条）

尊厳の保持

自立した日常生活を営む

○国民の努力・義務（第4条）

健康の保持増進

能力の維持向上

○保険者（地方公共団体）の責務（第5条）

可能な限り、住み慣れた地域で**その有する能力に応じ、自立した日常生活を営む**ことができるようにする

包括的に推進

保健医療福祉サービス

予防、軽減、悪化の防止

自立した日常生活の支援

○事業所「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（第4条・第96条）」

利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、（中略）利用者の心身機能の維持回復を図り、もって**利用者の生活機能の維持又は向上を目指す**ものでなければならない

<規範的統合>

住民・事業所・保険者の相互の共通認識（理解）が必要



介護保険法に基づくすべてのサービスは、法の理念に資するものでなければならない

総合事業実施の考え方

- 高齢者が要支援・要介護状態になることをできるだけ予防するとともに、高齢者自身の能力を最大限に活かしつつ自立に向けた支援を行う。
- 既存の介護事業者の提供するサービスから、元気な高齢者をはじめとした地域住民が担い手となる支援まで、サービスの多様化を図り、高齢者の多様なニーズに対応できる体制をつくる。
- 地域包括支援センター等のケアマネジメントにより、自立支援の観点に基づいた適切な支援へつなげていく仕組みをつくる。
- サービス利用者には、要介護状態にならないように、また要支援状態の維持・向上をめざし、自ら介護予防に取り組んでもらえるような支援を行う。
- 住み慣れた地域で人とのつながりを持ちながら、生き生きと暮らしていける、多様で柔軟な生活支援に向けての地域づくりを行う。

通所型サービスについて

3. 紀美野町の通所型サービスの内容（案）①

サービス名	(参考)H29 通所介護サービス (現行相当)	通所型サービス(A)(緩和した基準によるサービス)
サービス内容	現行の通所介護に相当	生活機能向上のための積極的な機能訓練、筋トレ等の運動、会話、交流 ☆町が推進する運動プログラムに準じた運動を実施 サービス提供時間: おおむね4時間程度
実施方法	既存の事業所対応	事業所指定
サービス提供者	通所介護職員等	
単価	現行と同様 (1単位=10円)	329単位/回 (1単位=10円)
サービスの 上限回数	現行と同様	●事業対象者・要支援1:月5回まで ●事業対象者・要支援2:月10回まで ※上記は上限であり、自立支援の観点から必要に応じた回数を個々に設定。(週3回の利用はできないので注意)
支払方法	国保連経由	
利用者負担	介護保険の利用者負担と同様 (1割または2割) ※平成30年8月～ 3割	
給付管理	対象	
加算・減算	現行の介護予防通所介護と同じ	●介護職員処遇改善加算(現行相当に準じる) ●同一建物減算(事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合)減算(通所介護の扱いに準じる)

3. 紀美野町の通所型サービスの内容（案）②

サービス名		(参考)H29 通所介護サービス(現行相当)	通所型サービス(A)(緩和した基準によるサービス)
サービス概要		現行の介護予防通所介護と同様の基準	運動プログラムの実施を要件、人員・設備・運営基準を緩和
人員基準	管理者	常勤・専従1以上(支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能)	
	生活相談員	専従1以上(生活相談員・介護職員のうち1人は常勤)	—
	看護職員	専従1以上【資格要件】看護師等	— (※体調急変時には看護職員と連携が図れていること)
	介護職員	利用者15人以下→専従1以上 利用者15人超→専従1以上 +利用者1人につき専従0.2以上	利用者15人以下→常勤・専従1以上(※) 利用者15人超→利用者1人に必要数 (利用者10人につき1人を想定) (支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能)
	機能訓練指導員	1以上【資格要件】理学療法士等	—
サービス提供者		現行の指定介護事業者	新たに事業所を指定(通所介護職員等)
設備基準		食堂及び機能訓練室(利用定員×3㎡以上) 静養室、相談室、事務室 消火設備その他の非常災害に必要な設備、 提供に必要なその他の設備及び備品	●サービスを提供するために必要な場所 (利用定員×3㎡以上) ●消火設備その他の非常災害に必要な設備、提供に必要なその他の設備及び備品
運営基準		現行の介護予防通所介護と同じ ①個別サービス計画の作成 ②運営規程等の説明・同意 ③提供拒否の禁止 ④介護職員等の清潔の保持・健康状態の管理 ⑤秘密保持等 ⑥事故発生時の対応 ⑦廃止・休止の届出と便宜の提供等	現行の介護予防通所介護の一部を緩和 ① — (簡易な評価シートを作成) ②運営規程等の説明・同意 ③提供拒否の禁止 ④従事者等の清潔の保持・健康状態の管理 ⑤秘密保持等 ⑥事故発生時の対応 ⑦廃止・休止の届出と便宜の提供等

町が推進する運動プログラム

<いきいき百歳体操>

- ・高知市でつくられた筋力づくり運動
- ・準備運動、おもりを使った7種類の筋力づくり運動とストレッチで構成
- ・約40分のDVDをみながらの体操
- ・重さの調節可能なおもりを手首や足首に巻きつけ、イスに座ってゆっくりと手足を動かしていくことで、筋力・バランス能力を高めることができる
- ・週1～2回の運動が効果的
- ・運動に必要なDVDとおもりを貸出し



―地域に広がるいきいき百歳体操―

毛原上・志賀野・国吉・長谷・動木・松瀬（6か所）

★卒業後のいきいき百歳体操継続の場、地域交流の場として、
今後も地域への普及・啓発を推進

介護サービスだけで高齢者の生活すべてを支えることはできません。介護サービスが入ることによって、これまで本人がつくってきた地域のつながりがとぎれないように・・・



町が上記に準じていると判断した場合は、この限りではありません。
現在実施されている運動プログラムについて確認させていただきますので、ご相談ください。

訪問型サービスについて

5. 紀美野町の訪問型サービスの内容（案）①

サービス名	(参考)H29 訪問介護サービス (現行相当)	訪問型サービス(A)(緩和した基準によるサービス)	
		緩和した基準による支援	地域住民(生活支援サポーター)による支援
サービス内容	身体介護中心	現行の介護予防訪問介護に準じた内容 (介護保険サービスの範囲内)	
実施方法	既存の事業所で対応	事業所指定	
サービス提供者	訪問介護員	訪問介護員	町が実施する一定の研修を受けた地域住民 (生活支援サポーター)
報酬等	現行と同様 (1単位=10円)	実績払い 228単位／1時間程度 114単位／30分 (1単位=10円)	実績払い 150単位／1時間程度 75単位／30分 (1単位=10円)
サービスの 上限回数	現行と同様	●事業対象者・要支援1:月5回まで ●事業対象者・要支援2:月10回まで (特例的に最大月15回まで) 要相談 ※上記は上限であり、自立支援の観点から必要に応じた回数を個々に設定。	
支払方法	国保連経由		
利用者負担	介護保険の利用者負担と同様 (1割または2割) ※平成30年8月～ 3割		
給付管理	対象		

5. 紀美野町の訪問型サービスの内容（案）②

サービス名		(参考) H29 訪問介護サービス(現行相当)	訪問型サービス(A)
サービス概要		○現行の介護予防訪問介護と同様の基準 ○サービス内容は介護予防訪問介護と同様、身体介護と生活援助	○現行の介護予防訪問介護に準じたサービス内容 ○人員・運営基準を緩和
人員基準	管理者	常勤・専従1以上(支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能)	専従1以上(支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能)
	訪問介護員等	常勤換算2.5以上 【資格要件】 介護福祉士等(現行どおり)	従事者 必要数 【資格要件】 現行の資格要件または一定の研修修了者
	サービス提供責任者	常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上。(現行どおり) 【資格要件】 介護福祉士等	訪問事業責任者 従事者のうち1人以上必要数 【資格要件】 現行の資格要件または一定の研修修了者
設備基準		現行の介護予防訪問介護と同じ	
運営基準		現行の介護予防訪問介護と同じ ①個別サービス計画の作成 ②運営規程等の説明・同意 ③提供拒否の禁止 ④訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ⑤秘密保持等 ⑥事故発生時の対応 ⑦廃止・休止の届出と便宜の提供等	現行の介護予防訪問介護の一部を緩和 ①必要に応じ個別サービス計画の作成 ②運営規程等の説明・同意 ③提供拒否の禁止 ④従事者等の清潔の保持・健康状態の管理 ⑤秘密保持等 ⑥事故発生時の対応 ⑦廃止・休止の届出と便宜の提供等
加算・減算		現行の介護予防訪問介護と同じ	●介護職員処遇改善加算(現行相当に準じる) ●同一建物減算(事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合)基本単位の10%減算等(訪問介護に準じる)

10. 訪問型・通所型サービスの利用回数について

【共通事項】

- 希望ではなく、自立支援の観点から**必要性**で判断（ケアマネジメント）
- まず家族による支援やインフォーマルサービス、一般介護予防事業などを活用できないか検討
- アセスメントに基づき必要性和回数を判断、根拠をケアプランに記載する

【訪問型サービス】

事業対象者／要支援1／要支援2・・・週1回程度（月5回まで）

事業対象者／要支援2・・・・・・・・週2回程度（月10回まで）

※最大週3回（月15回まで）

➡包括に**事前相談**と**申出**が必要

☆掃除の支援は原則週1回。

☆「できないこと」ができるようになるよう共同で取り組んでもらう。

☆必要な部分だけの支援を。（30分未満の支援の活用など）

【通所型サービス】

事業対象者／要支援1／要支援2・・・週1回程度（月5回まで）

事業対象者／要支援2・・・・・・・・週2回（月10回まで）

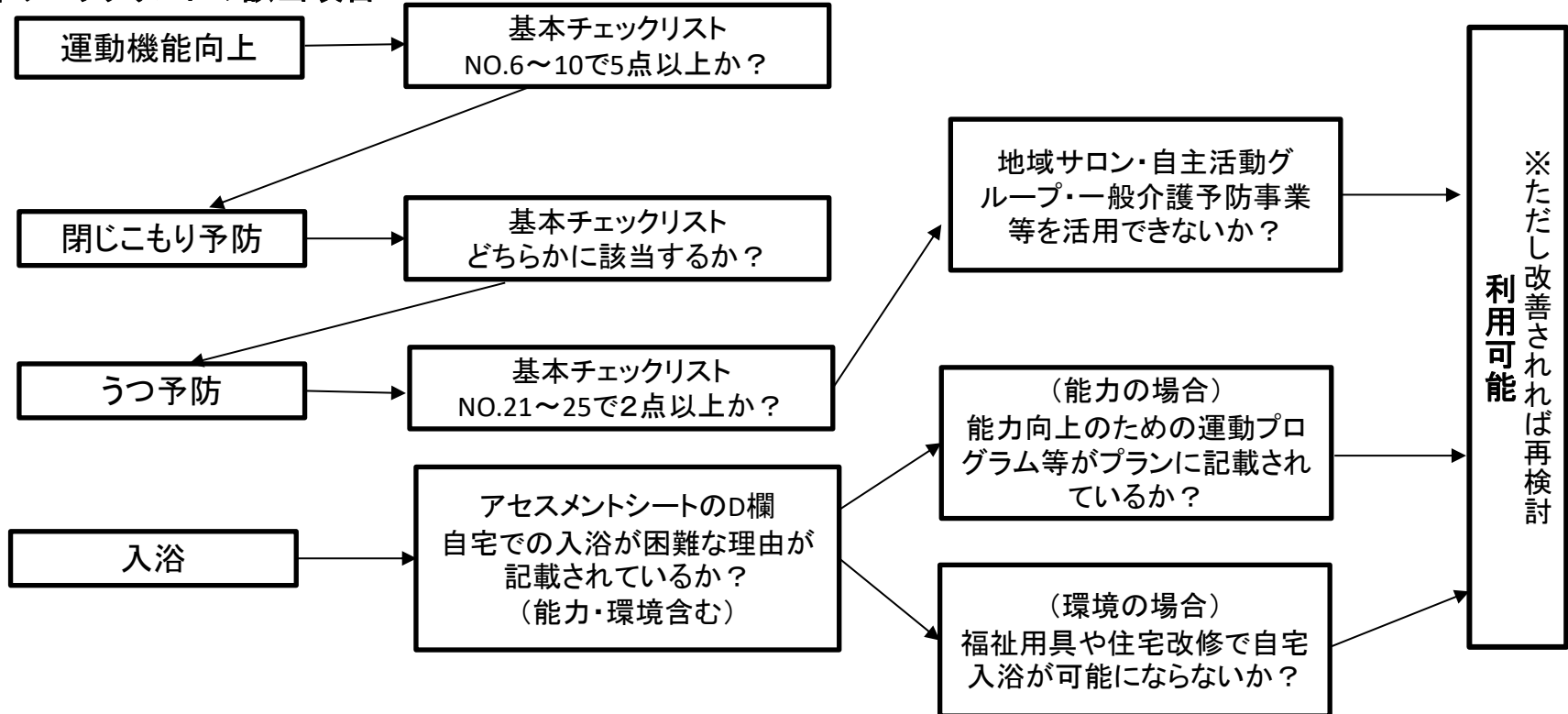
☆通所型サービスの週3回利用はありません。

☆入浴目的の週2回の利用は、自宅での入浴が困難な理由をアセスメントし、能力の場合は向上のための方策、環境の場合は福祉用具や住宅改修を先に検討。

☆一般介護予防事業や、地域サロンの活用を組み合わせで検討。

週2回程度のデイサービス利用が必要な状態像のめやす（事業対象者の場合）

要支援2相当と考えられる
基本チェックリストの該当項目



※ケアプラン上で週2回利用が必要と判断した根拠、改善のための手段が確認できることが前提